

朝霞市企業管理規程第1号

朝霞市企業職員就業規程の一部を改正する規程

朝霞市企業職員就業規程（令和元年朝霞市企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1号を加える。

(7) 子育て時間

第24条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による部分休業」の次に「又は次条の規定による子育て時間」を、「時間がある日」の次に「の介護時間」を、「当該部分休業」の次に「又は子育て時間」を加え、「）」を削り、同項を同条第4項とする。

第24条の次に次の1条を加える。

（子育て時間）

第24条の2 子育て時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が6歳に達する日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て時間の単位は、30分とする。

4 第29条の規定による部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て時間については、当該2時間から当該部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第25条及び第26条第3項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て時間」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。